

令和3年大崎上島町議会（第2回）臨時会会議録（第1号）

1 令和3年5月6日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
6番	進藤雅通	7番	水橋直行
9番	上青木 至	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

5番	信谷俊樹	8番	森 ルイ
----	------	----	-------

4 会議録署名議員は次のとおりである。

3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高田幸典	副町長	望月邦彦
総務課長	山本秀樹	企画課長	川本亮之
福祉課長	池田真二		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	承認第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて
第4	議案第39号 令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

ただいまから令和3年第2回大崎上島町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において渡辺年範議員、浜田幸造議員を指名します。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定しました。

暫時休憩いたします。

2階会議室において全員協議会を開会しますので、移動をお願いします。

午前 9時01分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（尾尻康二君） 日程第3、承認第10号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第10号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第2号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和3年4月15日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めものです。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,508万円と定めたものです。

内容は、新型コロナウイルスに関する国の支援施策、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費について所要の補正を行ったものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第10号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定されました。

○議長（尾尻康二君） 日程第4、議案第39号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第39号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億168万円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、本町の高速情報通信設備の老朽化に伴い、新たに民設民営方式により超高速情報通信網の整備を行うこととし、民間事業者の施設整備支援に要する経費について所要の補正を行うもので、歳入予算ではその全額を町債、過疎債により賄うこととしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 先ほどのネットワークについてなんですけれども、今の町長の話の部分で民設民営方式でという話だったんですが、今現状では公設民営方式でサービスを行っていると思います。この上で毎年公設民営方式、ランニングコスト等々かかっと思ったと思うんですけども、民設民営方式になった場合ランニングコスト等もかからなくなると思うんですが、その辺のことについて詳しく教えてください。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

現在、公設民営方式を採って運営をしようとございますが、毎年大体1,300万円程度の持ち出しがございます。昨年度につきましては機器の増設もございましたので8,300万円程度、たくさん持ち出しをさせていただいてるところございますが、民設民営に関しましては費用的なものはかかってこないという認識でございます。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） これ、僕、今までずっと言わせてもらいよった基盤整備の中ですごい重要な、一番っていうぐらい重要なもんだと思うんですけども、なるべく早めな対応もせにゃいけん、高速通信として確立せにゃいけんものだと認識しておるんですが、今後、今の現状のIRU契約の下、公設民営方式でやってた場合に、先ほども言ったような設備投資がまたさらに重なってきてお金がかさむというデメリットもあるんですけども、公設な以上、町の意向の下お金さえ積みれば設備も増強できたりしやすいものだと思います。それと、今後も町の思いでどうにでも采配できるものだと思うんですけども、この民設民営方式になった場合、今後、ネットワークというのは技術革新のすごい速い分野なので、今のように、20年前に設置したときには100メガというのはすごい画期的な速さの、こんな田舎にはできないであろうというようなものができたのも確かなんですけども、20年たってしまうとちょっと過去のものになりつつあって、どちらかといえばもうなっていって、企業等、人等に選んでもらえるまちづくりという上では、ネットワークはちょっと遅過ぎる、細過ぎるものに今現状なっていると思います。それが民設民

営方式になったときにどの辺までというか、そういう懸念が残ってないものなのか、または公的なものではない民間のものになるということは、どっかでぽんと撤退されてしまうというおそれがあったりするんじゃないかという懸念もあったりするんですけども、その辺としてはどのようにお考えですか。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えをいたします。

まず、民設民営に関しまして、今回仮に事業者のほうで撤退ということも考えられないこともないんですけども、そういった場合は全体の事業から撤退するようなイメージの場合のみ撤退ということで考えてるそうで、基本的には技術革新等々含めて更新しながら町の持ち出しがなしで運営をしていただけたらというところがございます。デメリットと申しますか、一つは、当然ある程度の加入者の勧誘につきましても、町も協力してやっていたかなければならないと思いますけれども、基本的にはそういったところも撤退はないというようなことで今話を聞いておるところでございます。

○議長（尾尻康二君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 撤退も更新も含め、あまり心配をしないでもいいということで認識していいことですね。その上で言うと、あまりデメリットがないように思うのですが、僕が個人的に思うデメリット、多分町のほうもデメリットと感じておると思うんですが、切替えのときにはいろいろ、高齢者の多い町なので手続等含めてごたごたしてトラブルになりかねないことが往々にして起こると思うので、その辺のサポートもしっかりしていただけるようお願いして質問を終わります。

○議長（尾尻康二君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 確認させていただきます。

さっきの説明のところで、エネ・コムとのIRU契約、契約だからお互いが契約しとんだけども、お互いが承認しなければ解約できないような言い方をされとったんですが、一方的にやめますということは言えるの。さっきの説明とちょっと納得いかんところがあって今聞きよんですが。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

IRU契約に関しましては、相互が納得した上でなければこの契約は破棄できないということになっております。このたびの契約の件は、20年がまいりますので、切替え時期

にしましてはちょうどいいタイミングだと認識しておるところでございます。

○議長（尾尻康二君） 質疑ありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 水橋議員への答弁の中でちょっと出たんでお伺いします。

今の公設民営、現在のIRUの中で、先ほど企画課長がおっしゃいました今年度で8,000万円ぐらいということですが、今年度だけではないですよ。過去にも設備の更新、機器の更新等で、毎年ではないにしろかかってきたものがあると思うんです。大体1回の平均がどのぐらいだったのか、過去に何回更新をかけてきているのか、今現在でいうと18年の間にかかってきている総額の費用のところが分かればと思ったんですけども、資料は持ってないですかね。

○議長（尾尻康二君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

直近の5年につきましては調査しておりますが、今手持ちの資料がございませんので、また後ほど回答させていただければと思います。お願いします。

○議長（尾尻康二君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（尾尻康二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第39号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり決定されました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和3年第2回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員